

【環境課からお知らせ🎁】

12月は不法投棄撲滅月間です！

皆さんは不法投棄をすると、罰則規定があることを知っていますか？

被害者にならないために、土地所有者の皆様へお願い🌟

「一時的に資材置場として土地を貸してほしい」、「優良農地に造成してあげる」などの話があっても安易に土地を貸さないでください。悪質な事業者は、言葉巧みに土地を借り、廃棄物を大量に持ち込むことがあります。日頃から自分の土地は自分で守る意識が必要です！

県民（市民）の皆様一人ひとりが監視の目となり、不法投棄を撲滅しましょう🐰

担当：環境課

電話：[0537-85-1162](tel:0537-85-1162)

環境課

不法投棄は犯罪です！



**不法投棄を無くし、
豊かな環境を守りましょう！**